

定 款 関 係

定款施行規則	1
定額会費の額	10
定率会費の算出の基準及び徴収標準率並びに取消料	13
会員積立金	15
特別積立金	16
取引銀行	17
会員監察規程	18
売買監理銘柄に関する規則	21
対当取引の報告に関する規則	23
有価証券の売買の審査に関する規則	24
広告に関する規則	27
天災地変が発生した場合の非常措置に関する理事会決定	28
会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則	29
会員における注文管理体制に関する規則	34
会員における上場適格性調査体制等に関する規則	36
有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則	42
定款第39条及び第51条に関する理事会決定	44
定款第39条及び第51条に関する理事会決定に関する取扱い	45
公開買付けについての定款第59条に関する理事会決定	46
安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定	47
役員選挙規則	50
委員会規則	53
仲介規程	59

定款施行規則

実施 53. 6. 1

(目的)

第1条 この規則は、定款に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。

(4.10.12・10.12.1・15.1.14・21.11.24・23.1.4変更)

(会費等の納入日)

第2条 定款第14条第1項に規定する定額会費及び定率会費並びに定款第15条に規定する取
消料の本所への納入の日は、毎月の20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とす
る。

(4.10.12・12.1.1・15.1.14・19.9.30変更)

(合併等の通知及び承認申請)

第3条 定款第19条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める
事項その他本所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会（株式会社以外
の者にあつては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。）の決議を行う場合は、原則
として、当該株主総会の日の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則とし
て、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日の2週間前の日までに行うものとする。

(1) 定款第19条第1項第1号に掲げる合併

a 合併後の株主構成及び役員構成

b 合併の相手方となる法人の概要（当該法人の財務状況を含む。）

(2) 定款第19条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同
項第4号に掲げる事業の一部の譲渡

a 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び本所の市場における有価証券の売買
等の業務の見込み

b 分割又は事業の譲渡に係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）

(3) 定款第19条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部若しくは一部の他の法人か
らの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲受け

a 分割又は事業の譲受け後の役員構成

b 分割又は事業の譲受けに係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）

2 定款第19条第2項の申請は、所定の承認申請書に本所が必要と認める書類を添付し行うも
のとする。

(21.11.24追加)

(届出事項)

第3条の2 定款第20条に規定する本所への届出は、所定の届出書に本所が必要と認める書類を添付し行うものとする。

(21. 11. 24変更)

2 定款第20条第9号に規定する本所が別に定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 定款第19条第1項第1号に掲げる行為で、合併に際し交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、合併後存続する会員の純資産額の20分の1以下となるもの
- (2) 定款第19条第1項第2号に掲げる行為で、分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が、分割を行う会員の総資産額の20分の1以下となるもの
- (3) 定款第19条第1項第3号に掲げる行為で、分割により交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、分割により事業の承継をする会員の純資産額の20分の1以下となるもの
- (4) 定款第19条第1項第4号に掲げる行為で、譲渡する資産の帳簿価額が、譲渡する会員の総資産額の20分の1以下となるもの
- (5) 定款第19条第1項第5号に掲げる行為で、譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該事業を譲り受ける会員の純資産額の20分の1以下となるもの

(21. 11. 24追加)

(報告事項)

第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(8. 6. 10変更)

- (1) 法第30条第1項の認可の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。

(10. 12. 1追加・17. 4. 1・19. 6. 1・19. 9. 30変更)

- (1) の2 法第31条第4項の規定に基づく変更登録（法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止に係る変更登録を除く。）を申請したとき及びその変更登録を受けたとき。

(19. 9. 30追加)

- (1) の3 法第31条第2項の規定に基づく登録（法第29条の2第1項第7号イに掲げる事項に係る登録に限る。）を受けたとき。

(30. 4. 1追加)

- (2) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法（認可を受けた

業務に係るものを含む。)を定めたとき又は変更したとき。

(10.12.1・19.6.1変更)

(2)の2 指定親会社(法第57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。)が法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。

(23.4.1追加)

(3) 金融商品取引業に係る業務を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。)

(10.12.1・19.6.1・19.9.30変更)

(4) 法第35条第3項若しくは第6項の届出を行ったとき、又は法第35条第4項の承認を受けたとき。

(19.6.1追加・19.9.30変更)

(5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。

(10.12.1追加・12.4.1・17.2.1・18.5.1変更)

(5)の2 指定親会社について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。

(23.4.1追加)

(6) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき。

(10.12.1変更)

(6)の2 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。

(23.4.1追加)

(7) 定款の変更(商号又は名称の変更(英文の商号又は名称の変更を含む。))の場合を除く。)があったとき。

(19.6.1追加・23.4.1変更)

(7)の2 指定親会社の定款の変更があったことを知ったとき。

(23.4.1追加)

(7)の3 事業年度の末日の変更があったとき。

(26.11.30追加)

(8) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。)の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)

(10.12.1・15.4.1・17.4.1・18.5.1・19.6.1・19.9.30・27.5.1変更)

(8)の2 指定親会社の資本金の額又は出資の総額の変更があったことを知ったとき。

(23. 4. 1追加)

(9) 自己資本規制比率が 1 4 0 パーセントを下回ったとき。

(10. 12. 1・17. 4. 1・19. 6. 1変更)

(9) の 2 総株主の議決権 (株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使できない株式についての議決権を除き、会社法第 8 7 9 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。) 又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。

(19. 6. 1追加)

(1 0) 大株主上位 1 0 名 (自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に 1 0 名の株主をいう。) に関し変更があったとき。

(10. 12. 1・17. 4. 1・19. 6. 1変更)

(1 0) の 2 役員が他の会社その他の法人の役員に就任又は退任したとき。

(19. 6. 1追加)

(1 1) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき (外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。)

(10. 12. 1・17. 4. 1・19. 6. 1・19. 9. 30変更)

(1 1) の 2 指定親会社が法令の規定により検査を受けたことを知ったとき及び指定親会社又は特定主要株主 (法第 3 2 条第 4 項に規定する特定主要株主をいう。以下同じ。) が法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき (外国法人が指定親会社である場合にあつては、外国金融商品取引法令の規定により、処分又は処罰を受けたことを知ったときを含む。)

(23. 4. 1追加)

(1 2) 前 2 号に規定する検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は前 2 号に規定する検査若しくは処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。

(10. 12. 1・19. 6. 1・23. 4. 1・26. 4. 1変更)

(1 3) 法令 (外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令を含む。) の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき (上訴の場合を含む。)

(10. 12. 1・17. 4. 1・19. 6. 1・19. 9. 30変更)

(1 3) の 2 本所における有価証券の売買等に関し、法令等に違反する行為又は本所諸規則に違反する行為が行われたことを知ったとき。

(19. 6. 1追加)

(1 4) 国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所に加入又は脱退したとき (取

引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)

(19. 6. 1追加・19. 9. 30・23. 4. 1変更)

(15) 他の金融商品取引所等(所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。))をいう。以下この条において同じ。)の処分を受けたとき。

(10. 12. 1・17. 4. 1・19. 6. 1・19. 9. 30・26. 4. 1変更)

(15)の2 前号に規定する処分に伴い他の金融商品取引所等に対し改善策等を報告したとき。

(26. 4. 1追加)

(16) 役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

(10. 12. 1・17. 4. 1・19. 6. 1・19. 9. 30・27. 5. 29変更)

(16)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

(23. 4. 1追加・27. 5. 29変更)

(17) 主要株主(法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。)が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。

(17. 4. 1追加・19. 6. 1・19. 9. 30・23. 4. 1変更)

(17)の2 指定親会社の主要株主が法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。

(23. 4. 1追加)

(18) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。)を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停(調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。)を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(10. 12. 1・17. 4. 1・19. 6. 1・23. 4. 1変更)

(18)の2 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。

(23. 4. 1追加)

(19) 法第56条の2に基づくモニタリング調査表を作成したとき。

(17. 4. 1追加・19. 6. 1・19. 9. 30変更)

(20) 上場株券・受益証券取引所内取引高報告を作成したとき。

(10. 12. 1追加・19. 6. 1変更)

(21) 自己資本規制比率を記載した公衆の縦覧に供するための書面を作成したとき。

(10. 12. 1・12. 7. 1・17. 4. 1・19. 6. 1変更)

(21) の2 法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(23.4.1追加)

(21) の3 最終指定親会社（法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が法第57条の17第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(23.4.1追加)

(22) 事業報告書を作成したとき（特別金融商品取引業者にあっては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したときを含む。）。

(10.12.1・17.4.1・19.6.1・19.9.30・23.4.1変更)

(22) の2 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。

(23.4.1追加)

(23) 業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき（特別金融商品取引業者にあっては、法第57条の4に基づく説明書類を作成した時を含む。）。

(10.12.1追加・19.6.1・23.4.1変更)

(23) の2 最終指定親会社が業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。

(23.4.1追加)

(24) 決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき。

(10.12.1・17.4.1・19.6.1変更)

(25) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所を変更したとき。

(17.4.1追加・19.6.1変更)

(25) の2 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。

(23.4.1追加)

(25) の3 本所における有価証券の売買等に関し、使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。

(19.6.1追加23.4.1変更)

(25) の4 法第57条の2第1項又は同条第6項（同項第2号に該当することとなった場合に限る。）の届出を行ったとき。

(23.4.1追加)

(25) の5 指定親会社の指定があったこと、当該指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失ったことを知ったとき。

(23.4.1追加)

(25) の6 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき（当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。）。

(23. 4. 1追加)

(25) の7 指定親会社の役員の変更があったことを知ったとき(第10号の2に掲げる場合を除く。)

(23. 4. 1追加)

(25) の8 新たに特定主要株主に該当した者があったこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があったことを知ったとき。

(23. 4. 1追加)

(26) 前各号に掲げる場合のほか、自ら又は指定親会社が内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、本所がその報告の必要があると認めたとき。

(10. 6. 22・10. 12. 1・12. 7. 1・13. 1. 6・19. 6. 1・23. 4. 1変更)

(本所が指定する証券金融会社)

第5条 第34条第1項に規定する本所が指定する証券金融会社は、日本証券金融株式会社とする。

(10. 12. 1・15. 1. 14変更)

(会員加入申請)

第6条 定款第38条第1項に規定する会員加入申請は、所定の申請書に本所が必要と認める書類を添付し行うものとする。

(10. 12. 1・15. 1. 14・21. 11. 24変更)

(実態に差異がないと認める場合)

第6条の2 定款第39条第8項に規定する脱退会員と会員加入申請者の実態に差異がないと認めるときとは、会員加入申請者が脱退会員から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、本所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと本所が認めるときをいう。

(23. 1. 4・30. 4. 1変更)

(会員加入等に係る公告費用)

第6条の3 定款第40条第2項及び第45条第1項に規定する公告に係る費用は、当該会員が負担するものとする。

(23. 1. 4追加)

(会員証書に関する事項)

第7条 定款第40条第4項に規定する会員証書は、商号その他の所定の事項を記載したものである。

(10.12.1追加)

2 会員は、会員証書を喪失若しくは汚損した場合又はその記載内容に変更がある場合には、本所に再交付を求めなければならない。

(10.12.1追加)

3 会員は、前項の規定により再交付を求める場合には、所定の様式による再交付願を提出し、再交付に要する実費を納入するものとする。

(10.12.1追加)

(会員脱退申請)

第8条 定款第41条第1項に規定する会員脱退申請は、所定の申請書に本所が必要と認める書類を添付し行うものとする。

(10.12.1変更)

(本所が定める水準)

第8条の2 定款第52条に規定する本所が定める水準は、あらかじめ本所が定めるものとする。

(23.4.1追加)

(過誤のある注文に係る公表事項)

第9条 定款第91条に規定する本所が定める事項は、業務規程施行規則第38条各号に定める事項とする。

(18.6.1追加)

付 則

この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。ただし、第4条第24号の改正規定(「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。)は、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成10年法律第131号)の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月24日から施行し、同日以後に、本所に対し定款第19条第2項若しくは同第38条第1項に規定する申請又は同第20条に規定する届出が行われるものから適用する。

変更 57.4.8、57.5.20、58.8.1、1.2.1、2.12.1、4.10.12、8.6.10、10.6.22、10.12.1、
12.1.1、12.4.1、13.1.6、15.1.14、15.4.1、17.2.1、17.4.1、18.5.1、18.6.1、19.6.1、
19.9.30、21.11.24、23.1.4、23.4.1、26.4.1、26.11.30、27.5.1、27.5.29、30.4.1

定額会費の額

制定 24. 6. 7

実施 24. 7. 4

(目的)

第1条 定款第14条第2項の規定に基づき、定額会費の算出に関し必要な事項を定める。

(定額会費の額)

第2条 定額会費の額(月額)は、次のとおりとする。

(1) 正会員 基本割額、資本金割額及び事業年度受託売買代金割額との合計額

a 基本割額 35万円

ただし、福岡市内に本社をおく一般正会員は2を乗じた額とし、特定正会員は100分の50を乗じた額とする。

(2025. 4. 1変更)

b 資本金割額

資本金区分		金額
1億円以上	50億円未満の場合	5万円
50億円	100億円	10万円
100億円	500億円	15万円
500億円		20万円

c 事業年度受託売買代金割額

事業年度受託売買代金区分		金額
500億円未満の場合		0万円
500億円以上	5兆円未満の場合	10万円
5兆円	10兆円	20万円
10兆円	20兆円	30万円
20兆円	50兆円	40万円
50兆円		50万円

(18. 6. 1、2025. 4. 1変更)

(2) 特別会員 基本割額と資本金割額との合計額

a 基本割額 12. 5万円

b 資本金割額 2. 5万円

2 前項に規定する定額会費は前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して本所へ納入する

ものとする。

(日割計算)

第3条 会員の加入日又は脱退日の属する月の定額会費の額は、日割をもって計算する。

(算出の時期)

第4条 第2条の規定による定額会費の算出は、毎年1回、4月におこなう。ただし、同条第1項第1号aに定める基本割額の区分は、毎月1日現在の現況によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号bに定める資本金割額の区分に変更が生じる場合には、前項に定める月以外に定額会費の算出をおこなうことができる。

(算出の資料)

第5条 第2条第1項の規定による定額会費の算出は、会員の前々事業年度における有価証券報告書又は事業報告書によりおこなう。

(19.9.30変更)

2 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる資料による定額会費の算出が困難な場合または本所が適当でないと認める場合には、本所は、その他の資料をもって、定額会費の算出をおこなうことができる。

(18.6.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 定額会費の額は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までは、次の各号に掲げた期間に本所に加入した会員別に、第1号aからeまたは第2号aからdに定める額とする。ただし、平成15年5月1日から平成17年3月31日までに加入した会員については、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の定額会費の合計額は、156万円とみなす。

(1) 平成15年12月31日までに加入した会員の場合

a 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

改正前の規定による平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の定額会費の合計額に、改正前の定率会費の算出の基準及び徴収標準率第1項第3号及び第5項第2号による平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の定率会費の合計額を加えた額（以下、「改正前会費合計額」という。）に120分の15を乗じた額と改正後の第2条により算出した定額会費（以下、「改正定額会費」という。）のいずれか低い方の額

b 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

- 改正前会費合計額に120分の20を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額
- c 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
改正前会費合計額に120分の25を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額
- d 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
改正前会費合計額に120分の27.5を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額
- e 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
改正前会費合計額に120分の30を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額
- (2) 平成16年1月1日から平成17年3月31日までに加入した会員の場合
- a 平成17年4月1日から平成19年3月31日まで
改正前会費合計額に120分の12を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額
- b 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
改正前会費合計額に120分の15を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額
- c 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
改正前会費合計額に120分の20を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額
- d 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
改正前会費合計額に120分の30を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額

変更 26.1.4、44.7.30、49.4.1、59.10.1、17.4.1、18.6.1、19.9.30、2025.4.1

定率会費の算出の基準及び徴収標準率並びに取消料

制定 24. 6. 29

(目的)

第1条 定款第14条第3項及び同第15条の規定に基づき、定率会費の算出の基準及び徴収標準率並びに取消料に関し、必要な事項を定める。

(定率会費)

第2条 定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。

(1) 売買立会による売買（立会外分売を含む。）並びに当該売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買については、次のとおりとする。

a 内国株券（内国法人の発行する新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託の受益証券（日経300株価指数連動型上場投資信託（特別租税措置法（昭和32年法第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下同じ。）の受益証券を除く。）、投資証券及び新投資口予約権証券を含む。以下同じ。）

月間の売買代金の万分の1. 19

ただし、本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券（以下、「重複上場銘柄」という。）については、月間の売買代金の万分の0. 1とする。

(19. 9. 30・22. 4. 1・26. 12. 1変更)

b 外国株券（外国法人の発行する新株予約権証券、外国株預託証券及び受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。）

月間の売買代金の万分の1. 19

ただし、重複上場銘柄については、月間の売買代金の万分の0. 1とする。

(22. 4. 1追加)

c 債券（転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）を除く。）

売付けまたは買付けごとに額面100円につき2厘4毛

ただし、特別会員は徴収しない。

(22. 4. 1変更)

d 転換社債型新株予約権付社債券

月間の売買代金の万分の0. 39。ただし、特別会員は徴収しない。

(22. 4. 1変更)

- e 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券
月間の売買代金の合計額の万分の1. 19

(22. 4. 1変更)

(2) 売買立会による売買（立会外分売を含む。）以外の売買並びに当該売買にかかる過誤訂正等のための売買及び復活のための売買については、次のとおりとする。

- a 内国株券

月間の売買代金の万分の1. 19

ただし、重複上場銘柄については、売買代金の万分の0. 01とする。

(21. 4. 1・22. 4. 1変更)

- b 外国株券

月間の売買代金の万分の1. 19

ただし、重複上場銘柄については、売買代金の万分の0. 01とする。

(22. 4. 1追加)

- c 転換社債型新株予約権付社債券

月間の売買代金の万分の0. 39

ただし、特別会員は徴収しない。

(22. 4. 1変更)

(取消料)

第3条 定款第15条の規定に基づく取消料は、前条各号の規定を準用する。

(納入の時期)

第4条 第2条の規定により算出した定率会費及び第3条の規定により算出した取消料は、定款施行規則第2条に定める日に、消費税額及び地方消費税額を加算して本所に納入するものとする。

変更 25. 6. 26、25. 7. 19、26. 1. 4、27. 6. 2、27. 6. 4、30. 8. 1、31. 6. 1、34. 10. 1、39. 4. 1、41. 4. 1、45. 5. 13、49. 4. 1、59. 10. 1、62. 3. 6、平4. 6. 8、7. 5. 1、10. 10. 1、13. 9. 1、14. 4. 1、15. 11. 1、16. 8. 27、17. 4. 1、18. 2. 1、18. 5. 1、19. 9. 30(全部改正)、21. 4. 1、22. 4. 1、26. 12. 1

会 員 積 立 金

制定 26.4.5

会員の内容充実の意味において市場内売買1株につき20銭の割で徴収し、これを会員積立金として積み立てるものとする。

付 則

1. この改正は、平成25年3月29日から施行する。
2. 会員積立金の新たな積み立ては、当分の間、これを停止する。

変更 27.6.3、29.3.31、31.5.30、平25.3.29

特 別 積 立 金

制定 43.7.30

- 1 本所資産の充実をはかり臨時巨額の支出や赤字補填に備える目的のため、定款等諸規則の規定により、会員が本所から交付をうけた返戻金を会員別に特別積立金（以下「積立金」という。）として積み立てるものとし、利息は付さないものとする。

(26.3.6変更)

- 2 積立金の払戻しは、会員が本所を脱退するときに限るものとする。

(26.3.6変更)

- 3 会員は、積立金の払戻しを受ける権利を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし又は担保の目的に供することができない。

(26.3.6追加)

- 4 定款第49条第1項の規定により会員持ち分を譲り受けた会員は、積立金を承継するものとする。ただし、会員持ち分を譲り受けた会員が特定承継金融機関等である場合には、積立金を承継することはできない。

(26.3.6追加)

- 5 新規会員加入申請者（特定承継金融機関等である場合または前4により積立金を承継した場合を除く。）は、定款第39条第2項の規定により本所が指定した期日における会員別の積立額の合計を当該期日における会員（特定承継金融機関等である会員を除く。）の数で除した額を、本所が指定した期日までに納入するものとする。

(26.3.6追加)

変更 43.9.19、平26.3.6

取 引 銀 行

制定 24. 12. 12

本所の取引銀行は福岡銀行の外、本市に所在する銀行とする。

会員監察規程

制定 43. 11. 13

(目的)

第1条 この規程は、定款第22条、同第50条及び同第59条の2の規定に基づき、本所が行う会員の検査（以下「監察」という。）及びその結果に基づく措置に関し、必要な事項を定める。

(5.1.1変更)

2 前項の監察は、会員の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則（以下「法令等」という。）の遵守の状況及び業務又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって会員の信用と協力を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(5.1.1・19.9.30変更)

(監察員)

第2条 監察は、本所の職員のうちから理事長が任命した者（以下「監察員」という。）が行う。ただし、理事長が必要があると認めるときは、補助員を使用することができる。

(5.1.1変更)

(監察員の権限)

第3条 監察員は、会員の役員又は従業員に対し、第1条第2項に規定する調査を行うため必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を要求することができる。

(5.1.1追加)

(監察員の義務)

第4条 監察員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(5.1.1追加)

(1) 監察は、すべて事実に基づいて行わなければならない。

(5.1.1追加)

(2) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正でなければならない。

(5.1.1追加)

(3) 職務上知り得た秘密を、正当な理由がなくて他に漏らしてはならない。

(5.1.1追加)

(会員の義務)

第5条 会員の役員及び従業員は、監察員から第3条に規定する要求があった場合には、正当な理由があるときを除き、これを拒んではならない。

(5.1.1追加)

(監察計画の通知)

第6条 本所は、毎事業年度、監察計画をあらかじめ会員に通知する。

(5.1.1変更)

(監察の実施方法及び時期)

第7条 監察は、会員の本店その他の営業所（以下「店舗」という。）に臨んで行う。ただし、本所が必要があると認めるときは、当該会員が本所に提出する書類により行うことができる。

(5.1.1変更)

2 本所は、必要があると認めるときはいつでも会員に対して前項の監察を行うことができる。

(5.1.1追加)

(監察の通知)

第8条 本所は、会員の店舗に臨んで監察を行う場合は、当該会員に対して、監察の開始日時及び方法、監察員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、本所がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(5.1.1変更)

(監察員証明書の提示)

第9条 監察員は、監察業務開始に当たり、会員に監察員証明書を提示する。

(5.1.1変更)

(注意の喚起等)

第10条 本所は、監察の結果、会員の行為が法令等に違反している又は違反しているおそれがあると認める場合には、定款による処分を行うときを除き、当該会員に対し、注意を喚起することができる。

(5.1.1・10.10.1変更)

2 本所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該会員に対し、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(5. 1. 1追加)

(要請等)

第10条の2 本所は、監察の結果、会員の業務又は財産の状況が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でない又は適当でないこととなるおそれのある状態であると認める場合には、定款による勧告を行うときを除き、当該会員に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請することができる。

(10. 10. 1追加・26. 4. 1変更)

2 本所は、前項の規定による要請を行った場合において必要があると認めるときは、当該会員に対し、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(10. 10. 1追加)

(処分等の基準)

第11条 本所は、監察の結果に基づき、会員に対し、定款による処分又は第10条第1項の規定による注意の喚起(以下「処分等」という。)を行うかどうかについては、当該会員の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度その他の事情を総合的に勘案して判断する。

(5. 1. 1追加・10. 10. 1変更)

(勧告等の基準)

第11条の2 本所は、監察の結果に基づき、会員に対し、定款による勧告又は第10条の2第1項の規定による要請(以下「勧告等」という。)を行うかどうかについては、当該会員の社内管理体制の状況その他の事情を総合的に勘案して判断する。

(10. 10. 1追加)

(監察結果の通知)

第12条 本所は、監察を終えた場合は、処分等又は勧告等の内容を含め、当該監察の結果を当該会員に通知する。

(5. 1. 1追加・10. 10. 1変更)

(共同監察)

第13条 本所は、日本証券業協会と共同して監察を行うことができる。

2 本所は、会員が国内の他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である場合は、当該金融商品取引所と共同して監察を行うことができる。

(5. 1. 1追加・16. 9. 22・19. 9. 30変更)

変更 5. 1. 1、10. 10. 1、16. 9. 22、19. 9. 30、26. 4. 1

売買監理銘柄に関する規則

制定 2. 1 2. 1

(目的)

第1条 この規則は、公正な価格形成及び円滑な流通を確保するため、株券等の買集めに関し、売買又はその受託に関する必要な規制措置等を行うとともに、定款第22条の規定に基づく売買内容等の報告について特別の取扱いを行う銘柄（以下「売買監理銘柄」という。）につき、必要な事項を定める。

(10.12.1変更)

(売買監理銘柄への指定)

第2条 本所は、特定の銘柄の株券の発行者が発行する株券等を相当数買い集めている者により当該株券等につき大量保有報告書が提出されている場合（当該買い集めている者により既に株券等保有割合が100分の5以下となった旨の変更報告書が提出されている場合を除く。）において、当該銘柄の株券について価格の変動その他売買状況等に著しい異常があると認めるときは、その銘柄を売買監理銘柄に指定する。

(指定の通知)

第3条 本所は、売買監理銘柄への指定を行った場合には、その旨を会員に通知する。

(12.8.7変更)

(規制措置等)

第4条 本所は、売買監理銘柄について、定款第36条の2又は業務規程に基づき、売買又はその受託に関し必要な規制措置を行う。

(10.12.1変更)

2 本所は、売買監理銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、その信用取引残高を日々公表する。

(売買内容等の報告義務)

第5条 正会員は、売買監理銘柄について、次に各号に定めるところにより、本所に売買内容等の報告を行うものとする。

- (1) 売買監理銘柄への指定日前の本所が必要と認めた期間の売買内容等の報告は、本所が定めるところにより、本所が報告を求めた日の属する週の翌週金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。次号においても同じ。）までに行うものとする。

(2) 売買監理銘柄への指定日から次条の規定に基づき指定の解除が行われるまでの期間の売買内容等の報告は、本所が定めるところにより、売買の行われた日の属する週の翌週金曜日までに行うものとする。

(10.12.1変更)

(指定の解除)

第6条 本所は、売買監理銘柄の株券の発行者が発行する株券等を相当数買い集めている者により株券等保有割合が100分の5以下となった旨の変更報告書が提出された場合又は売買監理銘柄について価格の変動その他売買状況等を勘案して必要がないと認める場合には、その指定の解除を行う。

2 第3条の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第7条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(15.1.14追加)

変更 10.12.1、12.8.7、15.1.14

対当取引の報告に関する規則

制定 4. 1. 1

(目的)

第1条 この規則は、定款第22条の規定に基づく正会員の売付け又は買付けの呼値が当該正会員の買付け又は売付けの呼値と対当した取引（以下「対当取引」という。）の内容の報告に関し、必要な事項を定める。

(対当取引に係る報告)

第2条 正会員は、本所の市場において次の各号に定める対当取引を行った場合には、所定の様式により、本所に取引内容の報告を行うものとする。

(1) 株券については、その売買単位の100倍の数量以上の対当取引

(2) 優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）については、その売買単位の100倍の数量以上の対当取引

(13.9.1追加)

(3) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）及び投資証券については、その売買単位の100倍の数量以上の対当取引

(16.8.27追加)

(4) 新株予約権証券については、200証券以上の対当取引

(14.4.1変更)

(5) 転換社債型新株予約権付社債券については、額面3億円以上の対当取引

(14.4.1変更)

2 前項各号に規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の正午までに行うものとする。

(13.9.1・16.8.27・21.12.30変更)

(追加事項の報告)

第3条 正会員は、前条の規定に基づく対当取引に係る報告のほか、本所が当該正会員の対当取引に関し必要があると認めて指定する事項について報告を行うものとする。

変更 13.9.1、14.4.1、16.8.27、18.5.1、21.12.30

有価証券の売買の審査に関する規則

制定 4. 7. 20

(目的)

第1条 この規則は、定款第22条の規定に基づき、本所の市場における有価証券の売買に関し本所が行う審査のための報告又は資料の提出の請求等について、必要な事項を定める。

(10.12.1変更)

2 前項の審査は、本所の市場における有価証券の売買に関し、法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為（以下「違反行為」という。）及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した会員に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、本所並びに会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(10.12.1変更)

(審査のための資料等の徴求)

第2条 本所は、次条各号に掲げる有価証券の売買について審査を行うため必要があると認めたときは、会員に対し、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求するものとする。

(10.12.1変更)

2 会員は、本所から前項の請求があったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 本所は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第41項に規定する高速取引行為を行う者に対し、第3条各号に掲げる有価証券の売買の審査を行うため必要があると認めた場合には、当該審査のために必要があると認める資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文章の作成を求めるものとする。

(30.4.1追加)

(審査対象取引)

第3条 本所は、次の各号に掲げる有価証券の売買について、審査を行うものとする。

(10.12.1変更)

- (1) 値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引
- (2) 上場有価証券の発行者に係る法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第3項に規定する公開買付け等事実（以下「重要事実等」という。）が公表された銘柄の売買

(10. 12. 1・19. 9. 30変更)

(3) その他本所が審査の必要があると認めた有価証券の売買

(10. 12. 1変更)

(審査項目)

第4条 前条各号に掲げる有価証券の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。

(10. 12. 1変更)

(1) 値段及び取引高の変動の状況

(2) 会員による売付け又は買付けの状況

(3) 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況

(15. 1. 14変更)

(4) 重要事実等の内容及びその公表に関する事項

(5) 上場有価証券の発行者の幹事である会員の売買の状況

(10. 12. 1変更)

(会員に対する注意の喚起等)

第5条 本所は、有価証券の売買の審査の結果、会員の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めたときは、当該会員に対し、注意の喚起を行うものとする。

(10. 12. 1・26. 4. 1変更)

2 本所は、前項の注意の喚起を行った場合において必要があると認めたときは、当該会員に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(26. 4. 1変更)

(上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等)

第6条 本所は、有価証券の売買の審査の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めたとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でないと認めた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、注意の喚起を行うものとする。

(26. 4. 1追加)

2 本所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めたときは、当該有価証券の発行者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(26. 4. 1追加)

(上場有価証券の発行者等に対する点検要請等)

第6条の2 本所は、本所の市場における有価証券の売買に関し、上場有価証券の発行者（上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人については、その資産運用会社を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が、法第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為（以下「内部者取引等」という。）に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。

(26.4.1・30.4.1変更)

2 本所は、前項の規定による再点検の要請を行った場合には、当該上場有価証券の発行者に対し、再点検の結果、社内体制に問題がないと判断したときにはその旨及びその理由について、問題があると判断したときには改善措置等について、文書による報告を求めるものとする。

(26.4.1追加)

3 第1項の規定は、本所が、有価証券の売買の審査の結果、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が内部者取引等に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めたときについて準用する。

(26.4.1追加)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第7条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(15.1.14追加・26.4.1変更)

変更 10.12.1、15.1.14、19.9.30、26.4.1、30.4.1

広告に関する規則

制定 36. 9. 1

(広告に関する制限)

第1条 会員は、次の各号に掲げる広告を行ってはならない。

- (1) 広告の内容または方法が商業道德または会員としての品位を失うおそれのあるもの
- (2) 広告の内容が金融商品取引法その他の法令等の違反もしくは脱法行為と誤解されるおそれのある表示のあるもの
(19. 9. 30変更)
- (3) 広告の内容又は方法が会員間の公正な競争を阻害するおそれのあるもの
(10. 12. 1変更)
- (4) 広告の内容が誇大のものまたは投資家の誤解を招くおそれのあるもの

変更 44. 4. 9、10. 12. 1、19. 9. 30

天災地変が発生した場合の非常措置に関する理事会決定

制定 7. 9. 19

- 1 天災地変が発生し、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく本所の市場における有価証券の売買等に係る非清算参加者（定款第37条の2に定める非清算参加者をいう。以下同じ。）の決済が不可能又は著しく困難であると認められるに至り改めて決済の条件を定めるため緊急の必要がある場合において、定款第27条第1項の規定による理事会の決議を行うことができないときは、本所は、当該決議を経ずして、その取引について、決済日の変更その他の決済の条件を改めて定めることができる

(10.12.1・15.1.14変更)

- 2 前項の規定により改めて決済の条件を定めた場合には、本所は、速やかにその内容を理事会に報告するものとする。

変更 10.12.1、15.1.14

会員における不公正取引の防止のための 売買管理体制に関する規則

制定 17. 12. 22

施行 18. 6. 1

(目的)

第1条 この規則は、定款第33条の規定に基づき、会員が整備する売買管理体制について、必要な事項を定める。

2 前項の売買管理体制の整備は、会員が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の市場における有価証券の売買（業務規程第2条第1項に規定する株券及び転換社債型新株予約権付社債券の売買に限る。）に関して、会員における不公正取引を防止し、もって本所及び会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(21.6.1変更)

(社内規則の制定)

第2条 会員は、会員がその顧客による不公正取引を防止するために行う売買管理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を整備することとする。

(21.6.1変更)

- (1) 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
- (2) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項
- (3) 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
- (4) 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する事項
- (5) 顧客に対して行う売買審査に関する事項
- (6) 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

(顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握)

第3条 会員は、適宜、モニタリング（顧客の売買商品、取引手法及び取引形態並びに投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。

(売買審査)

第4条 会員は、次の各号の規定に従い、売買審査を行うものとする。

- (1) 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関す

る表」に掲げる銘柄及び顧客について、本所が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」5に掲げる銘柄及び顧客を除き、次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。

(4.4.4変更)

- a 対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引以外の取引をいう。）について、本所が別に定める抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合
- b 本所が別に定める抽出基準に従い抽出される顧客の数が一般的に適切と評価される売買審査の体制を勘案し過大であり、かつ、本所が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、この号本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合
- c 本所が別に定める売買管理体制が整備され、当該売買管理体制に関する一定の実効性が確保されることにより、適切な審査結果が得られると認められる場合

(4.4.4追加)

(2) 前号の規定により抽出された顧客が行った取引については、本所が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。ただし、同号cに該当する場合には、適切と認められる分析に係る項目について売買審査を行うことができるものとする。

- 2 会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意の喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

(4.4.4追加)

- 3 会員は、第1項に定める売買審査を行った結果、内部者取引のおそれがあると認識した場合には、本所が定めるところにより、次の各号に掲げる事項を本所に遅滞なく報告しなければならない。

(1) 当該売買審査の結果

(2) 前項の規定に基づき、顧客に対して注意の喚起を行い、又は注文の受託の停止その他の措置を講じた場合においては、当該注意喚起又は措置の内容

(4.4.4.追加)

(社内記録の作成及び保存等)

第5条 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。

- (1) 抽出基準の変更理由（前条第1項第1号bに該当するものとして抽出基準を変更した場合に限る。）
- (2) 売買管理体制の整備状況が確認できる資料（前条第1項第1号cに該当するものとして抽出基準又は分析に係る項目を変更した場合に限る。）
- (3) 前条第1項に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び同条第2項の規定に基づき顧客に対して行った措置

(21.6.1、4.4.4変更)

2 会員は、前項のほか、インターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要なものとして本所が定める情報を本所が定めるところにより取得し、保存するものとする。

(24.1.1追加)

(社内規則の見直し等)

第6条 会員は、第2条の社内規則について、役職員に周知徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせることなどにより、その実効性を確保するものとする。

(自己売買に係る管理)

第7条 会員は、自己の計算による売買について、当該会員の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備することとする。

(21.6.1追加)

付 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

変更 21.6.1、24.1.1、4.4.4

別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。

	銘 柄	顧 客
1	当該会員の売買関与率が高い銘柄	特定の銘柄について、売買関与率の高い顧客
2	当該会員が立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った銘柄	特定の銘柄について、立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った顧客
3	当該会員が同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った銘柄	特定の銘柄について、同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った顧客
4	当該会員が目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った銘柄	特定の銘柄について、目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った顧客
5	当該会員が重要事実等の公表前に売買を行った銘柄 (24. 1. 1変更)	特定の銘柄について、重要事実等の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客 (24. 1. 1変更)
6	当該会員が売買を行った全ての銘柄	金融商品取引所又はその会員等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
7	当該会員が売買を行った全ての銘柄	その他不公正取引を行った疑いのある顧客

(注) 1. 上記 1 から 4 については、会員が売買を行った全ての銘柄について、売買審査の対象となる顧客を抽出することができる。

2. 上記 5 に規定する重要事実等とは、法第 1 6 6 条第 1 項に規定する重要事実及び法第 1 6 7 条第 3 項に規定する公開買付け等事実をいう。

(24. 1. 1追加)

3. 法第 2 条第 8 項第 1 2 号ロの投資一任契約及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 1 9 年内閣府令第 5 2 号) 第 1 2 3 条第 1 項第 1 3 号イからホに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

(21. 6. 1、24. 1. 1変更)

4. 上記5を除き、本所が定める売買立会によらない売買及び本所の市場外における売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

(24.1.1変更)

変更 19.9.30、21.6.1、24.1.1

会員における注文管理体制に関する規則

制定 18. 5. 30

施行 18. 10. 1

(目的)

第1条 この規則は、定款第33条の2の規定に基づき、会員が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。

(19.9.30変更)

2 前項の注文管理体制の整備は、会員が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の市場における有価証券の売買等（本所の定める売買立会による売買に限る。）に関して、会員における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって本所及び会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(社内規則の制定)

第2条 会員は、会員が行う注文管理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を整備することとする。

- (1) 顧客の注文内容の確認等に関する事項
- (2) 注文の発注制限に関する事項
- (3) 承認者の設置に関する事項
- (4) 社内規則の周知徹底等に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

(顧客の注文内容の確認等)

第3条 会員は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。

- (1) 銘柄、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容
- (2) 顧客の資力及び属性、売買商品その他の顧客に関する情報

2 会員は、顧客の資力をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

(注文の発注制限)

第4条 会員は、本所の市場において注文を発注するに当たり、前条第1項各号に掲げる事項及び会員の資力を踏まえ、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。

- (1) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を禁止する制限
- (2) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を行う前に承認を要する制限
- (3) 一定の時間における注文の数量又は金額の合計が一定の数量又は金額以上となる注文

等の発注を防止するために適切と認められる制限

(30.4.1変更)

(承認者の設置)

第5条 会員は、前条第2号の承認を行う者を本所の市場へ発注を行う部店ごとに設置するものとする。ただし、他の部店を通じて発注を行う場合であって、当該他の部店において当該承認を行うときは、この限りでない。

(注文発注システム等による対応)

第6条 会員は、第4条第1号及び第2号に掲げる制限を当該会員が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとし、同条第3号に掲げる制限を当該会員が使用する注文発注に係るシステム又は適切と認められる方法により実施するものとする。

(30.4.1変更)

(社内規則の周知徹底等)

第7条 会員は、第2条の社内規則について、役職員に周知徹底を図り、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実効性を確保するものとする。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

変更 19.9.30、30.4.1

会員における上場適格性調査体制等に関する規則

制定 21. 6. 1

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第33条の3の規定に基づき、会員が整備する上場適格性調査体制等について、必要な事項を定める。

(26.11.28変更)

2 前項の上場適格性調査体制等の整備は、幹事会員等が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の会員として本所の市場への上場の適格性に関する調査及び増資又は投資口の発行（以下「増資等」という。）の合理性に係る審査の水準を維持・向上し、もって本所及び会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(26.11.28・26.12.1変更)

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、この規則において別に定める場合を除き、有価証券上場規程（その特例を含む。）において定めるところによるものとする。

第2章 上場適格性調査体制

(上場適格性調査の実施)

第3条 幹事会員は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。

(24.5.10変更)

(1) 新規上場申請（Q-B o a r d への新規上場申請は除く。）が行われる株券又は優先出資証券（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券又は優先出資証券を除く。）

株券上場審査基準第2条第1項各号に掲げる事項

(2) Q-B o a r d への新規上場申請が行われる株券（株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける株券を除く。）

株券上場審査基準第5条第1項各号に掲げる事項

(3) 不動産投資信託証券

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項第3号に掲げる事項

(監査人からの意見聴取)

第4条 幹事会員は、上場適格性調査の対象となる者の財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等から意見を聴取するものとする。

(幹事会員の交代等があった場合の対応)

第5条 幹事会員は、新規上場申請を行おうとする又は行った者に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

(24. 5. 10変更)

- (1) 指名を予定していた幹事会員の交代
- (2) 選任又は選任を予定していた財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の交代
- (3) 新規上場申請を予定していた金融商品取引所等の変更

(社内記録の作成、保存)

第6条 幹事会員は、新規上場申請を行った者に対する上場適格性調査について、次の各号に掲げる社内記録を作成し、新規上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

- (1) 上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- (2) 上場適格性調査の結果の形成過程に係る記録

(上場日までの企業動向の把握)

第7条 幹事会員は、新規上場申請を行った者について、当該新規上場申請後、上場日までの期間において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事象を認めた場合には、直ちに当該事象に係る内容を本所へ報告するものとする。

(上場適格性調査の独立性の確保)

第8条 幹事会員は、次の各号に適合する組織体制を整備するものとする。ただし、幹事会員が上場適格性調査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと本所が認める場合は、この限りでない。

- (1) 上場適格性調査を行う部門（以下「上場適格性調査部門」という。）を設置すること。
- (2) 上場適格性調査部門において上場適格性調査を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。
- (3) 上場適格性調査部門を担当する役員は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務を行う部門及び上場を申請する者に対する指導業務を行う部門を担当しないこと。

(社内規則等の制定)

第9条 幹事会員は、上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

(社内検査の実施)

第10条 幹事会員は、前条の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

第3章 増資等の合理性に係る審査体制

(増資等の合理性に係る審査の実施)

第11条 有価証券上場規程第10条の3第1項第2号aに規定する増資の合理性に係る審査を行う会員（以下この項において「審査会員」という。）は、新株予約権証券の上場申請を行うとしようとする又は行った者及びその企業グループについて、上場会社が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場会社の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号に掲げる事項についての厳正な審査を行うものとする。

(26. 11. 28追加・26. 12. 1変更)

(1) 適格性

反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無

(26. 11. 28追加)

(2) 財政状態及び経営成績

- a 財政状態の健全性及び資金繰り状況
- b 財政状態及び経営成績の変動理由分析
- c 公表された利益計画の達成状況

(26. 11. 28追加)

(3) 業績の見通し

- a 利益計画の策定根拠の妥当性

- b 利益計画の進捗状況
- c 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方

(26. 11. 28追加)

(4) 調達する資金の使途

- a 調達する資金の使途の妥当性
- b 調達する資金の使途の適切な開示
- c 過去に調達した資金の充当状況

(26. 11. 28追加)

(5) 株価等の動向

- a 株価の推移
- b 売買高の推移
- c 株価等の流動性を踏まえた発行数量の妥当性

(26. 11. 28追加)

(6) 企業内容等の適切な開示

- a 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
- b 直近事業年度末以降の状況の適切な開示

(26. 11. 28追加)

(7) その他審査会員が必要と認める事項

(26. 11. 28追加)

2 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第8条の2第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う会員（以下この項において「審査会員」という。）

は、新投資口予約権証券の上場申請を行おうとする又は行った者について、上場投資法人が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場不動産投資信託証券の発行者等による情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める事項を踏まえた厳正な審査を行うものとする。

(26. 12. 1追加)

(1) 適格性

反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無

(26. 12. 1追加)

(2) 組入予定物件の投資方針との適合状況

- a 投資方針
- b 組入物件の内容
- c 取得価格及び取得の経緯

(26. 12. 1追加)

(3) 投資法人及び物件の収益見通し

- a 財政状態及び運用成績
- b 利益計画の策定根拠の妥当性
- c 成長性及び安定性
- d 公表された利益計画の達成状況

(26. 12. 1追加)

(4) 適正な開示及び調達する資金の使途

- a ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
- b 調達する資金の使途の適切な開示
- c 過去に調達した資金の充当状況
- d 直近営業期間の末日以降の状況の適切な開示

(26. 12. 1追加)

(5) 価格等の動向

- a 投資証券の価格の推移
- b 投資証券の売買高の推移
- c 投資証券の流動性を踏まえた発行数量の妥当性

(26. 12. 1追加)

(6) その他審査会員が必要と認める事項

(26. 12. 1追加)

(社内記録の作成、保存)

第12条 審査会員（前条第1項及び第2項に規定する会員をいう。以下同じ。）は、上場申請を行った者に対する増資等の合理性に係る審査について、次の各号に掲げる社内記録を作成し、上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

(26. 11. 28追加・26. 12. 1変更)

- (1) 増資等の合理性に係る審査において収集した資料及び情報（増資等の合理性に係る審査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録

(26. 11. 28追加・26. 12. 1変更)

- (2) 増資等の合理性に係る審査の結果の形成過程に係る記録

(26. 11. 28追加・26. 12. 1変更)

(増資等の合理性に係る審査の独立性の確保)

第13条 審査会員は、次の各号に適合する組織体制を整備するものとする。ただし、審査会員

が増資等の合理性に係る審査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと本所が認める場合は、この限りでない。

(26. 11. 28追加・26. 12. 1変更)

(1) 増資等の合理性に係る審査を行う部門（以下「増資合理性審査部門」という。）を設置すること。

(26. 11. 28追加・26. 12. 1変更)

(2) 増資合理性審査部門において増資等の合理性に係る審査を行う担当者は、上場案件等を獲得するための営業推進業務及び上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。

(26. 11. 28追加・26. 12. 1変更)

(3) 増資合理性審査部門を担当する役員は、上場営業推進を行う部門及び上場指導を行う部門を担当しないこと。

(26. 11. 28追加)

(社内規則等の制定)

第14条 審査会員は、増資等の合理性に係る審査の実施及び増資合理性審査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

(26. 11. 28追加・26. 12. 1変更)

(社内検査の実施)

第15条 審査会員は、前条の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

(26. 11. 28追加)

付 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

変更 24. 5. 10、26. 11. 28、26. 12. 1

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則

実施 53.6.1

(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)

第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日決済取引に係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限
- (2) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日決済取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ
- (3) 信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の正会員による本所への預託
- (4) 信用取引による売付け若しくは買付け（会員の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止
- (5) 発行日決済取引の総売付数量又は総買付数量の制限
- (6) 発行日決済取引につき、会員が差入れるべき売買証拠金（株式会社日本証券クリアリング機構の定める売買証拠金又は清算・決済規程第17条に定める売買証拠金をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項
 - a 売買証拠金の差入日時の繰上げ
 - b 売買証拠金の額の引上げ又は当該売買証拠金の有価証券をもってする代用の制限
 - c 発行日決済取引の総売付数量又は総買付数量の一定数量以上についての売買証拠金の累増
- (7) 顧客の委託に基づく売付有価証券若しくは買付代金の決済日前における預託の受入れ
- (8) 会員の自己の計算による売付け又は買付け（取引一任契約に基づく売付け又は買付けを含む。）の制限又は禁止
- (9) 信用取引残高の日々公表

(16.6.30・20.4.1変更)

(特別注意銘柄等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)

第2条 本所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。

(20.4.1追加、26.5.31・6.3.8変更)

- (1) 当該銘柄に関し、業務規程第28条の2に規定する注意喚起が行われた場合であつ

て、本所が必要と認めたとき。

(26. 5. 31追加)

(2) 株券上場廃止基準第3条の5第1項に規定する特別注意銘柄に指定されたとき。

(26. 5. 31追加、6. 3. 8変更)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第3条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(20. 4. 1変更)

変更 53. 10. 2、4. 7. 20、10. 12. 1、13. 9. 1、15. 1. 14 (全文改正)、16. 6. 30、20. 4. 1、26. 5. 31
6. 3. 8

定款第 3 9 条及び第 5 1 条に関する理事会決定

制定 5 7 . 3 . 2 9

実施 5 7 . 4 . 8

- 1 定款第 3 9 条の規定に基づき会員加入の承認を行うときは、本国の金融商品取引所への会員加入について、本所における会員加入の取扱いと同等の取扱いが行われていない国の個人又は法人等により、会員加入申請者の経営が支配されている場合は、その状況を勘案して慎重にこれを行うものとする。

(19. 9. 30 変更)

- 2 会員が前項の個人又は法人等により支配される状態になったときは、その状況を勘案して定款第 5 1 条の運用を適切に行うものとする。

変更 19. 9. 30

定款第 39 条及び第 51 条に関する理事会決定に関する取扱い

制定 57. 6. 10

- 1 定款第 39 条及び第 51 条に関する理事会決定における、本国の金融商品取引所への会員加入について本所における会員加入の取扱いと同等の取扱いが行われていない国の個人又は法人等により、会員加入申請者又は会員の経営が支配されている状態とは、次の各号の一に掲げる状態とする。

(19. 9. 30 変更)

- (1) 次の a 又は b に掲げる国に国籍を有する個人若しくは本店等を有する法人その他の団体又はこれらのものが影響を及ぼすことができる個人若しくは法人その他の団体（以下「外国人等」）の所有する株式数（他人（仮設人を含む。）の名義により所有しているものを含む。以下同じ。）の合計が、発行済株式総数の 100 分の 50 以上である状態

- a 当該国の金融商品取引関係法令により、金融商品取引業者又はその役職員の金融商品取引所への会員加入を制限している国

(19. 9. 30 変更)

- b 定款等諸規則により又は制度運営において、金融商品取引業者又はその役職員の会員加入を制限している金融商品取引所の所在する国

(19. 9. 30 変更)

- (2) 外国人等が、会員加入申請者若しくは会員の代表権を有している状態又はその取締役（いかなる名称を有するかを問わず、取締役と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）の 4 分の 1 以上を占めている状態
- (3) 前 2 号のほか、外国人等が経営に支配的な影響を及ぼしていると認められる状態

- 2 会員は、その発行済株式総数の 100 分の 25 以上の株式数を外国人等に所有されたとき又は発行済株式総数の 100 分の 25 以上を外国人等に所有されている場合において、当該外国人等の所有する株式数に変更があったときは、その内容を本所に報告するものとする。

変更 19. 9. 30

公開買付けについての定款第59条に関する理事会決定

制定 46. 6. 9

実施 46. 7. 1

- 1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「公開買付者の関係者」という。）となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。

(6.10.1・10.12.1・15.1.14・19.9.30変更)

- (1) 公開買付者の関係者となることを決定した後において、当該公開買付けに関し、職務上知り得た特別の情報を他に漏らし又は窃用すること。
- (2) 公開買付者等（法第27条の3に規定する公開買付者等をいう。以下同じ。）に売付け等（法第27条の2に規定する売付け等をいう。）を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（取引一任契約に基づく買付け等を含む。）を本所の市場において行うこと。

(5.3.17・7.10.1・9.7.1・12.6.26・15.1.14・16.6.30変更)

- 2 正会員は、その所有する株券等を公開買付けを利用して有利な価格で売り付け、不当な利得を得ることを目的とする者が行う公開買付けであることを知りながら、当該公開買付けについて公開買付者の関係者となってはならない。

(12.6.26変更)

上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

- 3 定款第59条第3号は、公開買付けについても適用するものとする。

(12.6.26変更)

変更 53.6.1、2.12.1、5.3.17、6.10.1、7.10.1、9.7.1、10.12.1、12.6.26、15.1.14、
16.6.30、19.9.30

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定

制定 46. 6. 9

実施 46. 7. 1

- 1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価転換社債型新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価転換社債型新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権付社債券）、上場優先出資証券若しくは上場投資証券（時価新投資口予約権証券の募集又は売出しの場合には上場投資証券又は上場時価新投資口予約権証券）（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）について、安定操作取引（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。）内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）を行ってはならない。

(6. 10. 1・9. 11. 14・13. 9. 1・13. 10. 1・14. 4. 1・16. 8. 27・18. 5. 1・19. 9. 30・20. 1. 5・26. 12. 1変更)

- (1) 安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付け（安定操作取引に係る有価証券が上場株券等の場合は、上場株券等に関し、安定操作取引に係る有価証券が上場投資信託受益証券の場合は、当該上場投資信託受益証券の買付けに限る。）の受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をする行為

(6. 10. 1・13. 9. 1・15. 1. 14・16. 8. 27変更)

- (2) 安定操作取引の委託をすることができる者（施行令第20条第3号各号に掲げる者でいい、次の(3)に規定する者及び正会員である者を除く）であることを知りながら、その者から買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託及び安定操作取引（(4)に規定する場合

以外の場合にあつては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。)の受託を除く。)をする行為

(6. 10. 1・15. 1. 14・16. 4. 1・16. 6. 30変更)

(3) 安定操作取引に係る有価証券(本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。)の発行者と元引受契約を締結した外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人であることを知りながら、その者から買付け(その者の計算による買付けに限る。)の受託(安定操作取引((4)に規定する場合以外の場合にあつては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。)の受託及び業務規程第54条各号に掲げる買付けの受託を除く。)をする行為

(16. 4. 1追加・16. 6. 30・19. 9. 30変更)

(4) 安定操作取引に係る有価証券(本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。)の発行者により施行令第20条第3項第5号に掲げる者として通知された場合において、自己の計算による買付け(安定操作取引及び業務規程第54条各号に掲げる買付けを除く。)、取引一任契約に基づく買付け(安定操作取引及び業務規程第54条各号に掲げる買付けを除く。)及び買付けの委託(有価証券等清算取次ぎの委託(自己の計算による買付け(安定操作取引を除く。)及び取引一任契約に基づく買付け(安定操作取引を除く。)に係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を除く。)をする行為

(16. 4. 1追加・16. 6. 30変更)

2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券、投資証券、時価新投資口予約権証券又は時価転換社債型新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあつては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(金融商品取引業者からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

(14. 4. 1・15. 1. 14・16. 8. 27・18. 5. 1・19. 9. 30・20. 1. 5・26. 12. 1変更)

上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社

債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

変更 46.11.1、56.11.26、57.3.3、58.12.1、61.4.14、6.10.1、9.11.14、13.9.1、13.10.1、
14.4.1、15.1.14、16.4.1、16.6.30、16.8.27、18.5.1、19.9.30、20.1.5、26.12.1

役員選挙規則

制定 43. 4. 24

(目的)

第1条 この規則は、定款第76条の2の規定に基づき、役員選挙に関して必要な事項を定める。

(選挙権)

第2条 選挙権は、会員1人につき1個とする。

(投票)

第3条 投票は、正会員の会員代表者（定款第11条の規定により臨時会員代表者を定めた場合は、臨時会員代表者。）によって行われるものとする。

2 他の会員の委任をうけて投票を行う場合は、その委任を証する書面を提示しなければならない。

(選挙方法)

第4条 役員選挙は、定款に特に定めるもののほか無記名投票により行う。ただし、会員外の者から選任される役員選挙については、投票によらないで動議その他の方法により行うことができる。

(選挙立会人)

第5条 本所は、選挙が投票により行われる場合には、選挙立会人を置く。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

2 選挙立会人は、本所が、正会員の会員代表者（第8条の規定による届出を行った者を除く。）のうちから2人を選任する。

(選挙の期日等の決定)

第6条 選挙の期日その他選挙に関して必要な事項は、本所が会員理事の過半数の同意を得て定める。

(選挙の通知)

第7条 本所は、選挙の期日その他選挙に関して必要な事項を、選挙の期日の少なくとも7日前に、各正会員に通知するものとする。

(立候補の届出)

第8条 会員理事又は会員監事の候補者となろうとする者は、前条の通知があった日から選挙の期日前4日（その日が休業日に当たるときは、翌業務日）までに、文書でその旨を本所に届け出なければならない。

2 前項の期間内に届出のあった会員理事又は会員監事の候補者が、その選挙における定数に達しないとき又はその期間を経過したのちにおいて定数に達しないこととなったときは、同項の例により、その選挙の期日の前日（その日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「補充立候補締切日」という。）までに、当該選挙における候補者の届出をすることができる。

(重複立候補の禁止)

第9条 会員理事及び会員監事の選挙が、同時に行われる場合において、一の選挙の候補者となった者は、他の選挙の候補者となることができない。

(無投票当選)

第10条 会員理事又は会員監事の選挙において、第8条の規定による届出のあった候補者が、補充立候補締切日を経過した時においてその選挙における定数を超えないときは、投票は、行わない。

2 前項の場合においては、当該候補者を当選人とし、直ちに、その旨を各正会員に通知するものとする。

(当選人の決定)

第11条 前条の場合を除き、当選人は、得票数の多い者から順次これを決定する。

2 前項の場合において、得票数が同じときは、抽選によって当選人を定める。

(投票の全部無効)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、その選挙における当該会員の投票全部を無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないとき。
- (2) 連記された数が選挙すべき会員理事又は会員監事の定数を超えているとき。
- (3) 連記されたもののうち、有効な数が選挙すべき会員理事又は会員監事の定数の半数に達しないとき。

(投票の一部無効)

第13条 次の各号の一に該当する場合は、その選挙における当該会員の投票のうち、該当する票のみを無効とする。

- (1) 候補者でない者の氏名を記載したとき。
- (2) 候補者の何人を記載したかを確認しがたいとき。

2 同一候補者を重複記載した場合は、そのうち1票を有効とし、他は無効とする。

(商号等による投票)

第14条 投票用紙には、候補者の氏名を記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、氏若しくは名のみ又は商号若しくは記号をもって表示した場合であっても、投票した選挙人の意思が明白に判定できるときは、これを有効とする。

(選挙録)

第15条 会員理事及び会員監事の選挙については、第10条第1項の規定により投票を行わない場合を除き、選挙録を作成し、投票に関する次第及び開票の結果を記載し、選挙立会人が記名押印するものとする。

変更 55.12.1、56.10.29、58.8.1

委員会規則

制定 4 3 . 5 . 2 4

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 8 6 条第 1 項の規定に基づき、常設委員会及び特別委員会に関して必要な事項を定める。

第 2 章 常設委員会

第 1 節 総則

(常設委員会)

第 2 条 常設委員会は、会員委員会、財務委員会、業務委員会、及び規律委員会とする。

第 2 節 会員委員会、財務委員会及び業務委員会

(諮問事項)

第 3 条 会員委員会、財務委員会及び業務委員会は、次に掲げる事項のうちの重要事項について、理事長の諮問に応じ又は理事長に意見を述べることができる。

(1) 会員委員会

会員の加入、脱退又は会員持ち分の譲渡に関する事項、会員の信用保持に関する事項、会員の組織、業務又は財産若しくは経理の状況に関する事項及び会員の有価証券の売買の受託等に関する事項並びにこれらの規定に関する事項

(10. 12. 1・19. 9. 30変更)

(2) 財務委員会

本所の予算、決算又は予算外支出に関する事項、会員の出資金又は諸会費に関する事項及び本所の財産の運用方法に関する事項並びにこれらの規定に関する事項

(3) 業務委員会

有価証券の売買又はその決済及び施設に関する事項及び信用取引又は貸借取引に関する事項並びにこれらの規定に関する事項

(10. 12. 1・12. 8. 7変更)

(委員)

第4条 会員委員会、財務委員会及び業務委員会の委員は8人以内をもって構成する。

- 2 委員会（会員委員会、財務委員会又は業務委員会をいう。以下本節において同じ。）の委員は、会員代表者（会員の役員を含む。以下同じ。）、常任理事又は学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

(10.12.1変更)

- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 本所は、特別の事項を審議させるため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、会員代表者又は学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

(10.12.1変更)

- 3 臨時委員は、当該特別の事項の審議が終了したとき若しくはその審議の必要がなくなったと本所が認めるとき又は当該委員会の委員の任期が満了したときは、退任するものとする。

(専門委員)

第6条 本所は、専門の事項につき、意見をきくため必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、会員の役職員又は学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

(10.12.1変更)

- 3 専門委員は、当該委員会における当該専門の事項の審議が終了したとき若しくはその審議の必要がなくなったと本所が認めるとき又は当該委員会の委員の任期が満了したときは、退任するものとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、会務を掌理する。

(委員長の職務代行者)

第8条 委員長が欠け又は事故があるときは、委員会は、委員の互選により、委員長の職務を行い又は代理する者を定めることができる。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の議決方法)

第10条 委員会は、委員（臨時委員を置いた場合において、当該臨時委員が審議に参加すべき事案については、当該臨時委員を含む。以下本節において同じ。）の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議決に参加することができない。

(書面による委員会)

第11条 委員長が適当と認めるときは、委員会の開催に代え、書面をもって委員の意見をきき、賛否を問うことができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(委員及び専門委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(部会)

第13条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に所属する委員又は専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、委員長の指名する委員がこれにあたる。

4 第7条第3項、第9条から前条まで及び第15条の規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第14条 委員会は、必要があると認めるときは、専門委員による専門委員会を置くことができる。

(議事録)

第15条 委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。

第3節 規律委員会

(諮問事項)

第16条 本所が、定款第50条から第53条までの規定に基づく会員の処分又は処置を行おうとするときは、理事長は、規律委員会に諮問するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

2 規律委員会は、前項本文の処分又は処置について、理事長の諮問に応じ又は理事長に意見を述べることができる。

(委員)

第17条 規律委員会は、委員6人をもって構成する。

2 委員のうち2人は会員代表者のうちから、他4人は学識経験者及び常任理事のうちから、理事長が委嘱する。

(10.12.1・17.6.3変更)

3 委員に欠員が生じた場合は、本所は遅滞なくこれを補充するものとする。

(臨時委員)

第18条 第20条第3項の規定により委員がその審議に参加することができない場合には、その委員に代わって審議させるため、規律委員会に臨時委員を置くものとする。

2 臨時委員は、理事長が委嘱する。

3 臨時委員は、その設置事由が消滅したときは、退任するものとする。

(委員長)

第19条 規律委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、学識経験者である委員又は常任理事である委員（以下「会員外委員」という。）のうちから、理事長が委嘱する。

(10.12.1変更)

3 第7条第3項の規定は、規律委員会の委員長について準用する。

4 委員長が欠け又は事故があるときは、委員長があらかじめ会員外委員のうちから指名する者が、その職務を行い又は代理する。

(議決方法)

第20条 規律委員会は、会員代表者である委員及び会員外委員（これらの委員には、第3項の規定に該当する委員を除き、当該委員に代わって審議に参加すべき臨時委員を含む。）のそれぞれ2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 規律委員会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 委員は、特別の利害関係のある事項については、その審議に参加することができない。

(事情聴取)

第21条 規律委員会は、必要があると認めるときは、その事案に係りのある会員又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(委員の秘密保持義務)

第22条 委員（臨時委員を含む。以下本条において同じ。）又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(準用規定)

第23条 第4条第3項、第9条、第11条および第15条の規定は、規律委員会について準用する。

第3章 特別委員会

(特別委員会)

第24条 本所は、必要があると認めるときは、臨時に特別委員会を設けることができる。

2 前項の特別委員会の設置は、本所が理事会の構成員の過半数の了承を得て行なう。

3 特別委員会は、理事長が諮問した事項について、その諮問に応じ又は意見を述べることができる。

(委員)

第25条 特別委員会は、委員若干人をもって構成する。

2 委員は、会員代表者、常任理事又は学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

(10.12.1変更)

3 委員は、第27条の規定により特別委員会が解散したときは、退任するものとする。

(専門委員)

第26条 第6条第1項の規定は、特別委員会の専門委員について準用する。

2 専門委員は、会員の役職員、本所の職員又は学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

(10.12.1変更)

3 専門委員は、当該特別委員会における当該専門の事項の審議が終了したとき又はその審議の必要がなくなつたと本所が認めるときは、退任するものとする。

(解散)

第27条 本所は、特別委員会の任務が終了したとき又はその存続の必要がなくなったときは、当該特別委員会を解散する。

(準用規定)

第28条 第7条から第15条までの規定は、特別委員会について準用する。

付 則

1. この規則は、昭和43年4月24日から施行する。
2. 昭和36年9月1日制定の委員会規則は、廃止する。

変更 61.6.12、63.7.1、10.12.1、12.8.7、17.6.3、19.9.30

仲介規程

制定 36. 9. 1

(目的)

第1条 この規程は定款第97条の規定に基づき、仲介に関して必要な事項を定める。

(仲介の申出)

第2条 定款第95条により仲介の申出を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した仲介申出書2通を本所に提出しなければならない。

(10.12.1変更)

(1) 申出の日付

(2) 申出人の商号又は名称及び所在地

(10.12.1変更)

(3) 相手方の商号又は名称及び所在地

(10.12.1変更)

(4) 申出の趣旨

(5) 紛争の経過及び実情

(6) 参考資料がある場合はその表示

2 申出書が前項各号に定める要件を欠き、遅滞なく補正されないときは、本所はこれを受理しない。

3 本所が申出を受理したときは、申出書1通を相手方へ交付するものとする。

(仲介の却下)

第3条 仲介の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、仲介を行わないことができる。

(10.12.1変更)

(1) 申出が紛争の起った日から3年を経過したとき

(2) 訴訟中の紛争につき仲介を申出たとき

(3) 認可金融商品取引業協会においてあっせん中の紛争につき仲介を申出たとき

(10.12.1・19.9.30変更)

(4) その他定款第95条ただし書に該当すると認められるとき

(仲介人の参加)

第4条 本所が必要と認めたときは、本所は当事者会員の同意を得て、他の会員の会員代表者又

は本所が適当と認めるもののうちから仲介人を選任し、仲介に参加させることができる。

(10.12.1変更)

(答弁書の提出義務)

第5条 仲介申出につき、相手方が本所の仲介に応ずる場合は相手方は、第2条第3項の申出書の交付を受けた後、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した答弁書2通を作成し、本所に提出しなければならない。

- (1) 作成の日付
- (2) 当事者の商号又は名称及び所在地

(10.12.1変更)

- (3) 紛争の表示
- (4) 紛争の経過及び実情
- (5) 申出書に対する答弁及び抗弁
- (6) 参考資料がある場合はその表示

2 前項による答弁書の提出があったときは本所はその1通を申出人に交付するものとする。

(仲介拒否理由書の提出義務)

第6条 仲介申出について、相手方が本所の仲介に応じないときは、前条第1項各号に掲げる事項及び本所の仲介を拒否する理由を記載し、記名押印した仲介拒否理由書2通を本所に提出しなければならない。

(10.12.1変更)

2 前項による仲介拒否理由書の提出があったときは、本所はその1通を申出人に交付するものとする。

(事情聴取)

第7条 本所は、期日を定めて当事者の出頭を求め、事情を聴取することができる。

- 2 当事者が、前項の期日の変更を申請するときは、当該期日の2日前までに、これを行わなければならない。
- 3 出頭を求められた当事者は自身で出頭しなければならない。ただし、本所が承認した場合においては、代理人を出頭させることができる。

(資料等の提出義務)

第8条 本所は、仲介を行う場合においては、当事者に対し、定款第96条による調査のほか、仲介を行うために必要な事項についての報告及び資料の提出を請求することができる。

(10.12.1変更)

(仲介の打切り)

第9条 本所は、仲介中の紛争につき、次の各号のいずれかに該当する事由を認めたときは、その仲介を打切ることができる。

(10.12.1変更)

- (1) 仲介の申出に虚偽の表示が認められたとき
- (2) 第10条第2項の規定による取下げが行われなかったとき
- (3) 当事者に合意が設立する見込みのないとき

(仲介申出の取下げ)

第10条 申出人が仲介の申出を取り下げるときは、理由を示した書面によって行うものとする。
2 申出人が仲介中の紛争につき訴訟の提起又は認可金融商品取引業協会にあっせんの申立てを行うときは、申出人は、その提起又は申立て前に仲介の申出を取り下げなければならない。

(10.12.1・19.9.30変更)

(仲介案の提示)

第11条 本所は必要と認めたときは、書面による仲介案を作成し、これを当事者に示し、その受諾を勧告することができる。

(和解契約書の作成)

第12条 本所の仲介により、当事者間に合意が成立したとき又は仲介案を当事者が受諾したときは、和解契約書2通を作成し、当事者は各1通を保存する。
2 申出人は、和解契約書の写1通を本所に提出しなければならない。

変更 10.12.1、19.9.30